**会員規約**

**第１条（会の運営）**

当結婚相談室（以下本会）は、株式会社日本仲人連盟（以下連盟）に加盟し連盟発行の会員個人データを利用し、結婚相手紹介サービス業務を行ないます。連盟と雇用関係はなく、独立した経営主体の結婚相談室です。

**第２条（会の目的）**

本会は、結婚相手紹介に必要な情報を会員へ提供すること及びそれに付帯するサービスや必要な助言を行うことを目的とします。本会は、誠意をもって役務を提供しますが、本サービスは、お見合い、結婚を保証するものではありません。

**第３条（個人情報の利用）**

本会及び連盟は、会員の個人情報を以下の場合に利用します。

1. 連盟発行の会員個人データの登録掲載及び会員個人データの印刷に伴う印刷会社への委託
2. 連盟会員専用インターネット電子データ（以下電子データへの登録掲載
3. 連盟加盟結婚相談室及び提携結婚相談室専用インターネット電子データへの登録掲載
4. 会員への閲覧及び入会希望者への閲覧
5. 連盟加盟結婚相談室及び提携結婚相談室間での閲覧及び交換、貸し出し
6. 連盟加盟結婚相談室及び提携結婚相談室間の資料交換会・会合等での閲覧及び交換、貸し出し
7. パーティ参加者名簿への掲載

**第４条（個人情報の取扱い）**

1. 本会は、本会の代表者を個人情報管理責任者とし連盟の個人情報保護方針に従い安全管理に努めます。
2. 本会は、本規約第３条に基づき、会員の個人情報を連盟に提供します。
3. 会員から預かった写真及び証明書類は、退会時会員へ返却します。
4. 概要書面、入会申込契約書及び入会申込身上書は、不正退会を防ぐ目的で退会後１年間保管後、本会でシュレッダー処理します。
5. 会員の成婚及び退会時、本会は、連盟に該当会員の成婚届及び退会届を提出します。
6. 成婚届及び退会届のあった会員の成婚及び退会の情報は、連盟より月に２回発行される会報で各連盟加盟相談室に通知され、本会は、該当会員の成婚及び退会処理をします。
7. 本会は、会員の成婚及び退会時、電子データ上の該当会員の個人情報を、届け出があった時点で削除します。
8. 会員は、自己情報の開示を請求することができます。
9. 本会は、会員の特定の機微な個人情報は原則として取り扱わないものとします。但し、明示的な会員の同意があればこの限りではありません。

**第５条（提供するサービス）**

1. 本会は会員へ、連盟発行の会員個人データを会員が閲覧することによる情報提供を行います。
2. 本会は会員へ、インターネットを利用した連盟会員専用サイトでの会員検索サービスを提供します。（有料。２４時間利用可。但し、メンテナンス、故障時等利用できないことがあります。その場合の保証、割引はいたしません。）
3. 会員は、連盟発行の会員個人データの中からお見合いを希望する紹介相手会員の選択をすることができます。紹介相手会員を選択する回数は、本会の営業日内で月４回、１回に選択できる人数は５名、最大月２０名までとします。
4. 選択した紹介相手会員へのお見合いの申込みは、会員及び本会からできます。但し、紹介相手会員の希望条件に合わない時は申込みができない場合があります。
5. 本会は、会員がお見合いを申込み、紹介相手会員が承諾した時及び会員が会員へのお見合いの申込みを承諾した時、お見合いの日時、場所等の設定を行います。
6. 会員は、お見合いパーティ・セミナー等の催しに参加できます。（有料。月１〜３回、時間場所はその都度設定。種類によって参加できないものがあります。）

**第６条（入会の資格）**

1. 社会人として良識があり、法的にも実生活においても独身の健康な方
2. 経済的、身体的、精神的に正常な結婚生活を営める方
3. 連盟の定めた証明書類を提出できる方（所定の入会申込契約書及び入会申込身上書、独身証明書、住民票、卒業証明書、収入証明書（男性のみ））

**第７条（入会審査）**

入会資格に不適格と認められた場合は、入会をお断りします。その場合、審査基準内容及び理由は開示いたしません。

**第８条（会員登録）**

会員は、連盟発行の会員個人データに個人情報の掲載を認めるものとします。本会は、顔写真の掲載にあたり本規約第４条のとおり個人情報を適正に管理します。

**第９条（会員の義務と遵守事項）**

1. 掲載内容について
	1. 会員が提出する書類等に虚偽があってはならないものとします。
	2. 会員が提出する書類について、必要項目を証明する以外の情報は抹消して提出するものとします。
	3. 会員は、提出した書類等に変更があった場合、速やかに届け出するものとします。
2. 個人情報について
	1. 会員は、連盟発行の会員個人データの内容やお見合い相手会員の個人情報を第三者に漏らさないこととします。
	2. 会員は、インターネット会員検索サービスのパスワードを第三者に教えないこと、また会員個人情報を印刷しないこととします。
	3. 会員が会員個人情報を漏洩させ、本会及び連盟に損害を与えた場合は、会員に損害賠償を請求できるものとします。
3. お見合い、交際に関して
	1. 会員は、紹介相手会員の人格を尊重し、遊興その他不正な目的のために本会を利用してはならないこととします。
	2. 会員は、お見合い、交際に関して、言動、服装等に気を配り、社会人として良識のある行動をすることとします。
	3. 会員は、会員がお見合いを申込み、紹介相手会員が承諾した場合及び会員が会員へのお見合いの申込みを承諾した場合、その設定されたお見合いを断ることはできません。やむを得ず断る場合は、金10,000円の反則金を本会に支払うものとします。
	4. 会員は、お見合いを当日無断欠席した場合、金20,000円の反則金を本会に支払うものとします。
	5. 会員同士の金銭授受、貸借は禁止します。
	6. 会員は、交際をお断りする場合、本会を通して行うものとします。また、断られた紹介相手会員には連絡してはなりません。
	7. お見合い後の交際期間は、原則として３ヶ月以内とします。やむを得ず延長を希望する場合、会員は、書面により延長期間を明記した届け出るものとします。
	8. 交際中に性的な関係があって成婚に至らなかった場合、会員は、成婚料と同額をペナルティとして本会に支払うものとします。
	9. 会員は、交際中、交際状況を定期的に本会に報告するものとします。結婚を決めた場合、会員は、本会に速やかに報告するものとします。
4. トラブルについて

交際相手とのトラブルについては会員の自己責任とし、本会および連盟はその責任を負わないものとします。

**第１０条（会員の責任）**

会員の入会申込書類の記入については自己申告であり、その責任は会員本人にあります。

本会及び連盟はその責任を負わないものとします。

**第１１条（会員の期間）**

会員契約の有効期間は１年間とします。期間中は料金の変更はしません。更新再契約時の料金は、別途定めるものとします。会員期間が満了した場合は、成婚に至らなくても受領金の返還はしません。

**第１２条（会員の退会）**

退会は、会員の意志で退会を申し出た時、会費が未納の時、成婚した時、または会員期間が満了となった時とします。

**第１３条（会員の移籍）**

本会の都合で連盟加盟の他の相談室に同条件で移籍する場合、同条件で引き続きサービスを提供できる時は、入会時料金の残存月数に応じた返還はしません。

**第１４条（会員の除名）**

以下の場合は、除名処分とすることがあります。

1. 会員規約に反したとき
2. 紹介相手会員および本会と連盟の名誉と信用を傷つけたとき
3. 公序良俗法令に反する行為をしたとき
4. 本会が会員規約に照らして会員として不適当と判断したとき

除名処分となった場合は、中途解約に該当しませんので、受領金の返金はしません。また除名処分になった会員が本会及び連盟に損害を与えた場合は、会員に対し損害賠償を請求できるものとします。

**第１５条（成婚）**

成婚とは、会員同士がお互いに結婚すると決めることをいいます。会員は、本会へその旨を報告し成婚料を支払います。

1. 以下の場合も成婚とみなされ、当会へ成婚料を支払います。
	1. 性的な関係があった場合
	2. 同居、同棲した場合（短期間も含む）
	3. 退会後、過去に当会からの紹介でお見合いした紹介相手会員と結婚したとき
2. 成婚退会は、契約完了となるので受領金は返還しません。
3. 会員が成婚の事実を故意に隠蔽した場合は、契約成婚料の他に契約成婚料と同額の反則金を支払うものとします。

**第１６条（問題の解決）**

会員と本会との間の訴訟は、本会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とします。